

○阪南市住民センターあり方検討審議会条例施行規則

平成 31 年 3 月 29 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阪南市住民センターあり方検討審議会条例（平成 31 年阪南市条例第 2 号）の施行について、必要な事項を定める。

(委員構成)

第 2 条 阪南市住民センターあり方検討審議会（以下「審議会」という。）の委員構成は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験のある者 3 人以内
- (2) 関係団体の代表者 7 人以内
- (3) 公募による市民 2 人以内

(意見の聴取)

第 3 条 会長が必要と認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。